

## 仕様書

京都市建設局伏見土木みどり事務所  
(担当：中島・杉本 075-611-5371)

### 1 業務名

旧高瀬川支障木伐採等委託

### 2 業務の目的

本件は、河川管理上、支障になる樹木の伐採及び除草等を実施するものである。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和7年8月8日まで

### 4 履行場所

京都市伏見区杉本町他地内

(①伏見区杉本町他、②伏見区川東町)

### 5 業務範囲

箇所図及び現状写真

### 6 業務内容

#### ①伏見区杉本町他

- ・高木支障木伐採及び除草：100m<sup>2</sup> ※高木は10本程度
- ・桜の支障枝剪定：2本 ※吹き戻した桜の小さな枝の剪定を含む

#### ②伏見区川東町

- ・枯損木伐採：1本

※それぞれ、発生材の処分及び運搬含む。

※桜の剪定の切り口はきれいに仕上げ、切断面（5cm以上）には、切断後すぐに癒合を塗布すること。

※事前に建設局伏見土木みどり事務所職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。

※宅地に隣接しているので、必ず作業前に、作業時期等を隣接者と調整し、作業を行うこと。

※業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。

### 7 留意事項

作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任において対応すること。また、本業務で発生した事故等についても、受注者の責任において対応すること。

作業中、近隣住民、通行車両等から要望・苦情を受けた場合及び、事故等の発生があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

業務実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

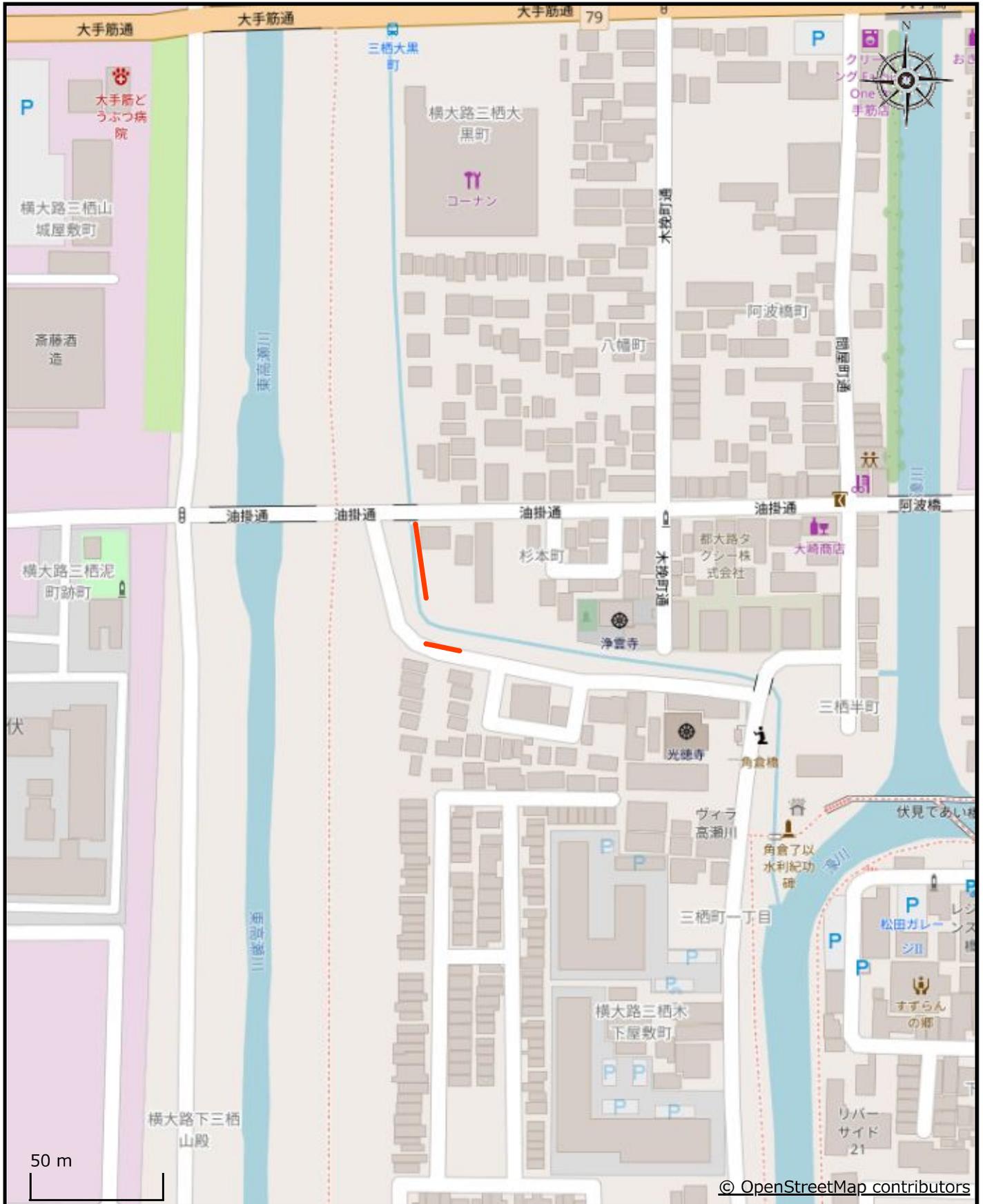
#### 8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

# 箇所図①

135.752425,34.932914

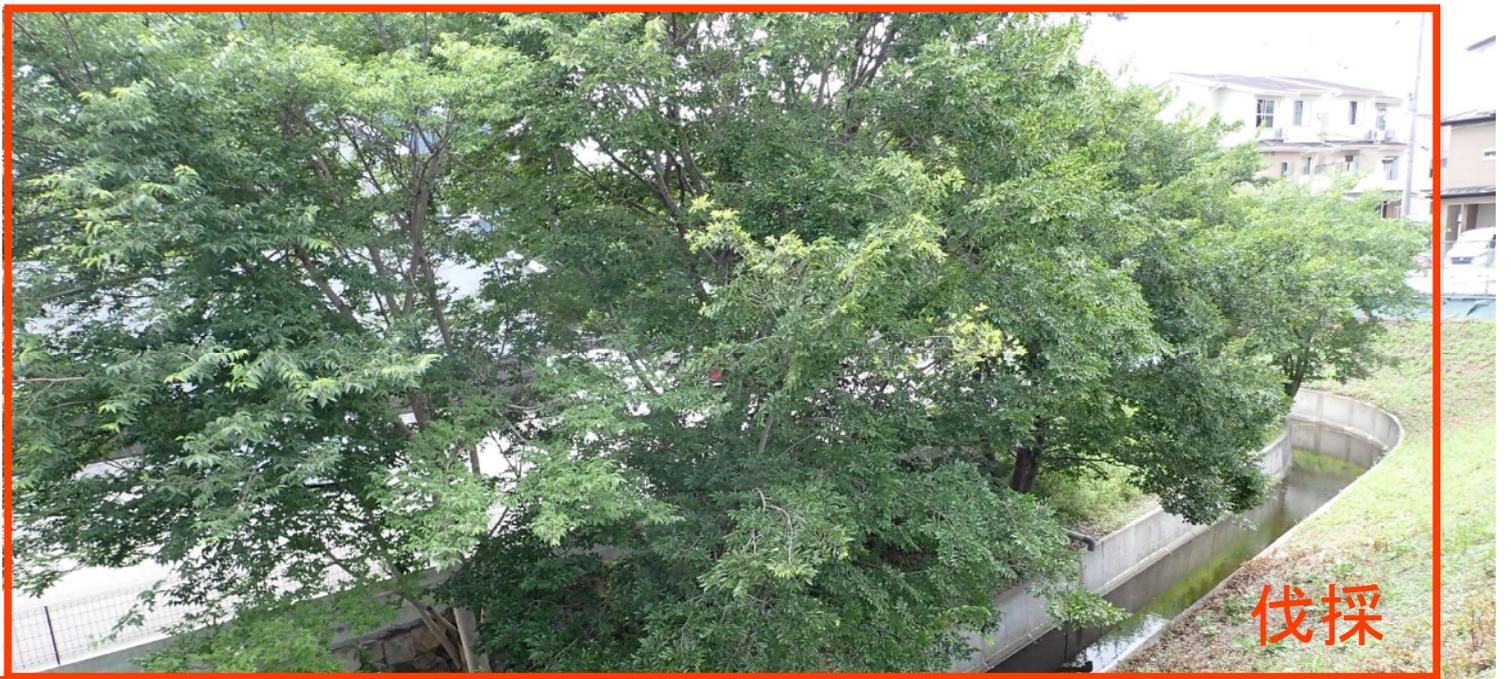
135.756455,34.932914



135.752425,34.928783

135.756455,34.928783





- ・下の○の範囲の剪定
- ・道路側に吹き戻した小さな枝の剪定



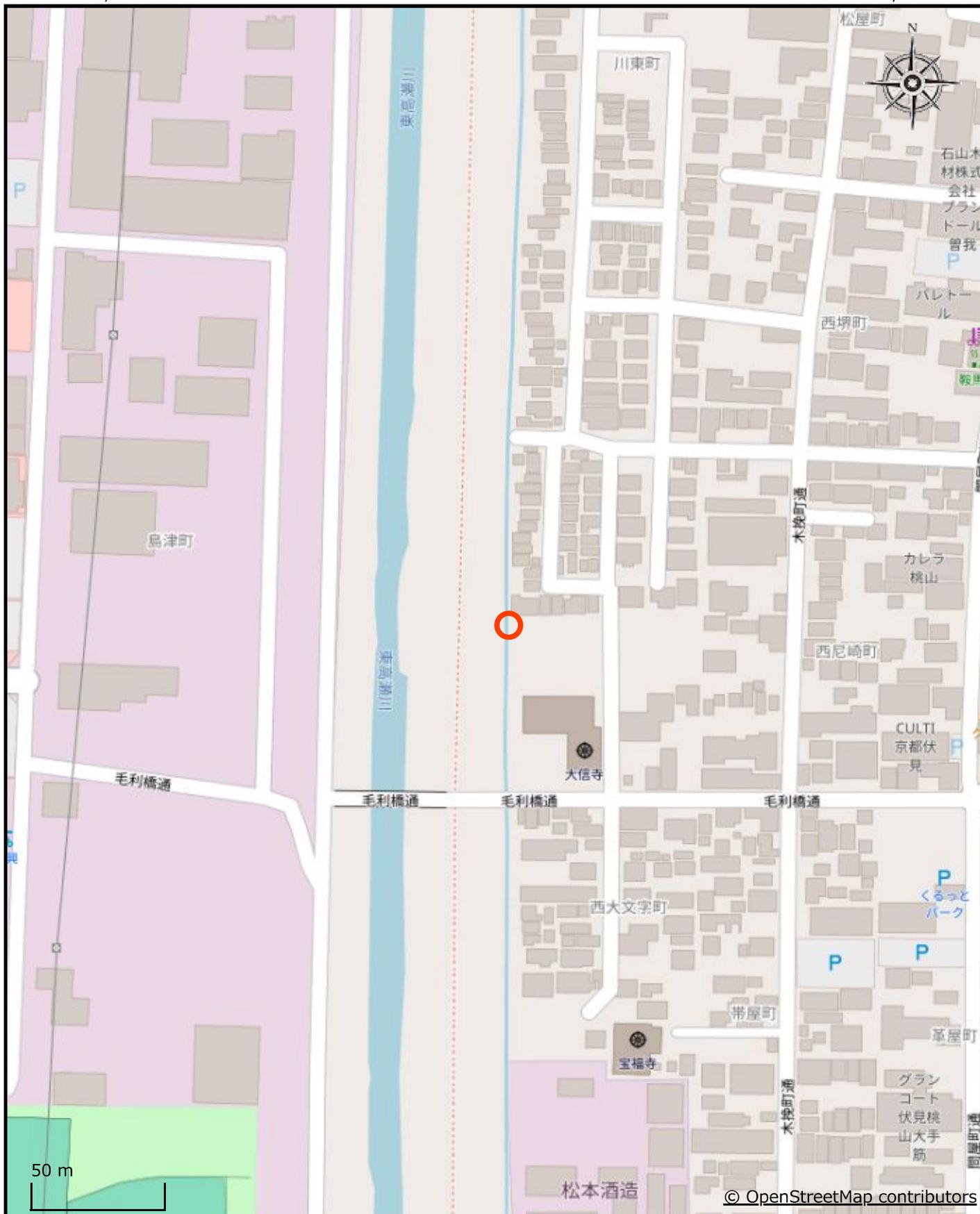
- ・下の○の範囲の剪定
- ・道路側に吹き戻した小さな枝の剪定



# 箇所図②

135.751948,34.937974

135.755978,34.937974



135.751948,34.933843

135.755978,34.933843

